

## 治療用装具の支給について

**Q 1 支給対象となる治療用装具とは、どのようなものがありますか。**

**A 1** 医師が治療上必要であることを認めて、医師の指示により義肢装具士が製作したコルセット等が対象となります。

- 1 関節用装具、コルセット（簡易なものは除きます。）
- 2 眼球摘出後眼窩保護のために装用を必要とする義眼
- 3 人工骨を挿入するまでの間、頭蓋骨欠損部分を保護するために使用する保護帽子
- 4 病状固定前の練習用仮義足
- 5 小児の弱視、斜視及び先天白内障術後の屈折矯正の治療用として用いる眼鏡及びコンタクトレンズ（9歳未満の小児が対象者です。）
- 6 リンパ節郭清術を伴う悪性腫瘍の術後に発生する四肢のリンパ浮腫の治療のために使用される弾性着衣等

**Q 2 支給対象外となる治療用装具は、どのようなものですか。**

**A 2** 療養費の支給対象となる装具は「治療のため」の装具です。日常生活や職業上必要とされるものや、美容を目的としたものは対象になりません。たとえば、次のような装具は、身に付けることで治療ができる装具ではありませんので支給対象になりません。

- 1 歩行補助杖
- 2 人工肛門受便器（ペロツテ）
- 3 眼鏡（9歳未満の小児弱視等の治療用眼鏡及びコンタクトレンズを除く）
- 4 胃下垂帯
- 5 ストマ用装具（畜弁袋・畜尿袋）
- 6 補聴器
- 7 既製のリハビリシューズ等

**Q 3 医師の指示前に治療用装具を作った場合は、支給対象にはならないのでしょうか。**

**A 3** 医師の指示前に作った装具は、支給対象にはなりません。また、理学療法士や柔道整復師、義肢装具士からの勧めで作製した場

合も支給対象にはなりません。

**Q 4 治療用装具が破損した場合は、新しい治療用装具を作れるのでしょうか。**

**A 4** 治療用装具は、装具ごとに耐用年数が定められております。耐用年数以内の破損及び故障に際しては、医師の指示のもとに原則として修理又は調整を行うこととなります。

**Q 5 短下肢装具を屋内用と屋外用に作った場合は、それぞれ保険で認められるのでしょうか。**

**A 5** 治療用装具は、疾病又は負傷の治療上必要な範囲のものに限られ日常生活や職業上に必要なものは支給対象となりません。したがって、原則1種目につき1個の支給となります。

**Q 6 治療用装具の申請に必要な書類を教えてください。**

**A 6** 申請に必要な書類は次のとおりです。

- 1 療養費支給申請書（所属する市町村又は国保組合の国保の窓口を確認ください。）
- 2 医師による診断書、証明書又は治療用装具作製指示書（リンパ節郭清術を伴う悪性腫瘍の術後に発生する四肢のリンパ浮腫治療のために使用される弾性着衣等の申請は、弾性着衣等装着指示書が必要です。）
- 3 領収書又は領収証明書（患者氏名の記載のあるもの）  
領収書内容が不明な場合は、明細内容が解るものを添付してください。

**Q 7 保険給付を受けることのできる期間を教えてください。**

**A 7** 治療費を支払った日の翌日を起算日として、二年を経過したときは、請求権（保険給付を受ける権利）の時効となります。申請期間は二年以内となります。

ご参考までに

## 治療用装具を作製するためには

治療用装具を作製するためには、医師による診断書、証明書又は治療用装具作製指示書が必要です。

内容は、患者氏名、生年月日、住所、傷病名、治療用装具の名称、医師の意見及び治療用装具の採寸又は採型日（治療用装具の型を採った日）、入院又は外来の有無（型を採った日は、入院期間中なのか通院時なのか）、病院の所在地及び病院名、証明した医師の氏名、押印を必要とします。

治療用装具の支給について、療養が行われた日（保険給付が発生した日）とは、採寸・採型が行われた日となりますので、その日に国民健康保険に加入中であれば、装着の際に資格を喪失していても国民健康保険の給付対象となります。

## 関節用装具やコルセットなどの治療用装具の作製手順

- 1 医師からの診断書、証明書又は治療用装具作製指示書の発行
- 2 証明書又は治療用装具作製指示書を基に医師又は義肢装具士による採寸・採型
- 3 診断書、証明書又は治療用装具作製指示書を基に義肢装具士が製作
- 4 患者へ治療用装具の装着及び医師による適合の評価
- 5 治療用装具の製作者に対して治療用装具代金の支払い
- 6 保険者（所属する市町村又は国保組合）へ療養費支給申請